

令和5年5月22日

発 言 者	発 言 要 旨
矢吹副委員長	<p>低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金に係る支給対象者の概要及び県内における支給対象者数の見込みはどうか。</p> <p>また、支給に向けた手続き及びスケジュールはどうか。</p>
子ども家庭福祉課長	<p>支給対象としては、①低所得のひとり親世帯、②その他低所得の子育て世帯であり、①の町村部に居住する世帯が県による支給対象である。なお、①は令和5年3・4月分の児童扶養手当の受給者と、本来であれば受給対象者であるが年金受給等で支給停止となっている者、直近で児童扶養手当の受給に該当する水準に収入が減少した世帯も対象となる。また、②は住民税均等割が非課税である者であればひとり親に限らず対象となる。</p> <p>支給対象者数の見込みとしては、県からの支給対象者については、約1,400世帯、児童数約2,000人を見込んでいる。なお、同様の給付金の昨年度の支給実績としては、約1,300世帯、児童数約2,000人であった。また、市町村支給分も合わせると、1万713世帯、児童数1万7,476人に対して支給を行っている。</p> <p>支給方法としては、児童扶養手当受給者については、その振込口座に申請不要のプッシュ型で給付が行われる。一方で、児童扶養手当を受給していない者については申請が必要となる。なお、支給の時期については、議決後、可能な限り速やかに実施したい。</p>
矢吹副委員長	<p>財源は国庫なのか。</p>
子ども家庭福祉課長	<p>全額国庫である。</p>
矢吹副委員長	<p>プッシュ型ではあるが全ての対象者に支給されるよう、申請の必要な方へのPRをお願いする。</p>
関委員	<p>僅差で受給対象外になってしまう者への救済又は県独自の上乗せについて検討しているのか。</p>
子ども家庭福祉課長	<p>今回の措置は、政府の物価高騰対策の一部として、速やかに対応が必要な部分について計上したものであり、今後、対策の全体の検討の中で対応がなされていくものと思われる。</p>